

4. 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の要求により認定事業者の皆様が金属回収量を国に報告する際、日本鉱業協会加盟企業が行う非鉄製錬での金属回収率は以下をお使いください。

銅：93%

金：97%

銀：95%

計算式は以下のとおりです。

$$(\text{報告重量}) = (\text{処理重量}) \times (\text{分析値}) \times (\text{金属回収率})$$

報告重量：国に提出する「使用済小型電子機器等の再資源化の実施の状況の報告書」の「d) 当該一年間に使用済小型電子機器等の再資源化等により得られた資源の種類ごとの重量」

処理重量：認定事業者が高度に分別し当協会加盟非鉄製錬に引き渡した量

分析値：認定事業者が想定する概算分析値

なお、これらの係数は、同法に則り報告する際にのみ使用する係数であり、当協会加盟企業が通常の有償取引において使用される回収率（条件採取率）ではありません。